

環境影響評価調査計画書

—東京都市計画道路放射第35号線
(練馬区早宮～北町間) 建設事業—

平成11年11月

東 京 都

第1章 事業者の名称及び所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 石原 慎太郎

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

第2章 対象事業の名称及び種類

名 称：東京都市計画道路放射第35号線

(練馬区早宮～北町間) 建設事業

種 類：道路の新設

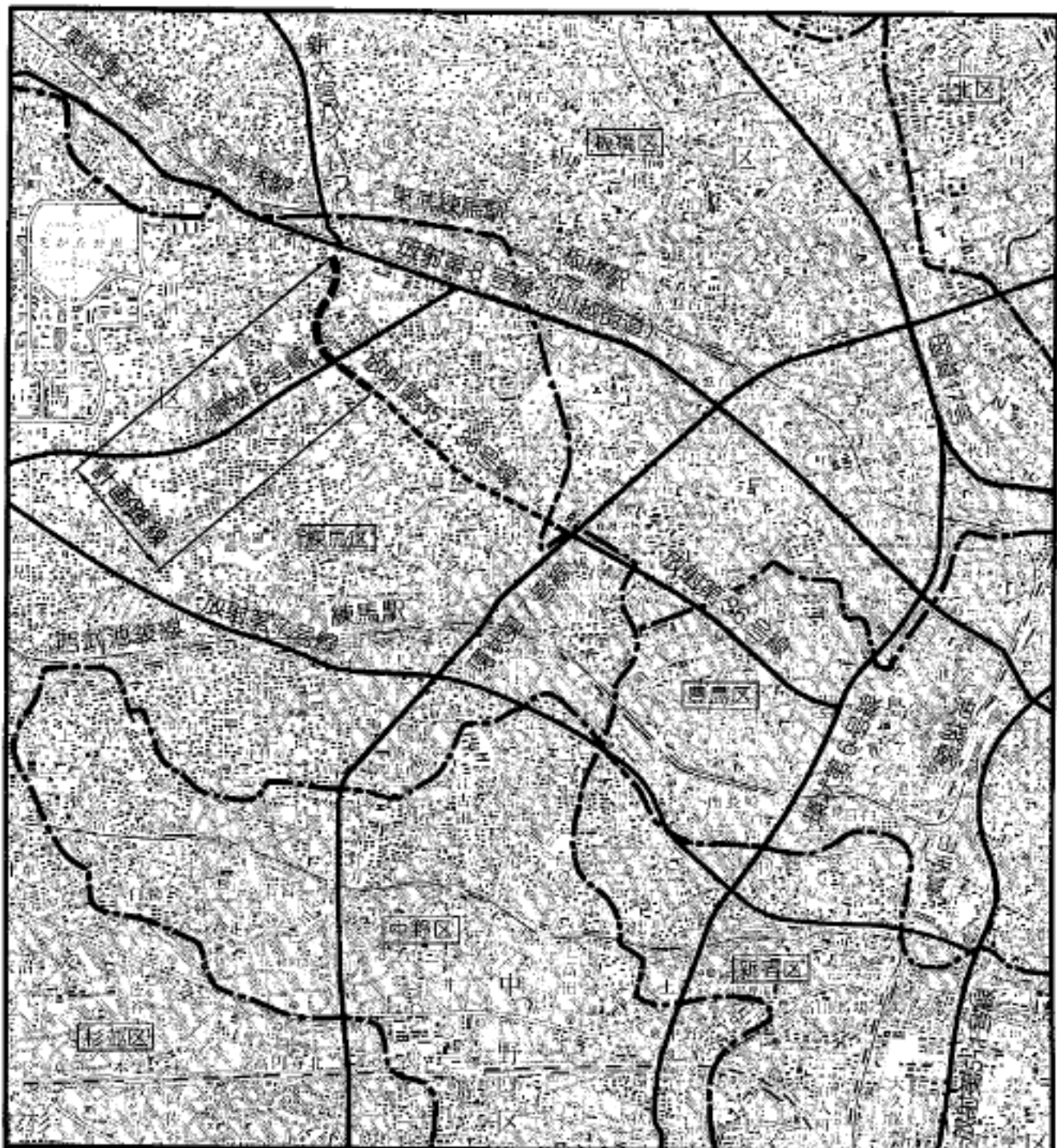
第3章 対象事業の内容の概略

本事業は「東京都市計画道路放射第35号線」のうち、練馬区早宮二丁目を起点とし、練馬区北町五丁目を終点とする延長約1.4kmの区間(以下「計画路線」という)において、立体交差部を除き平面で4車線道路を整備するものである。

事業計画の概要を表3-1に示す。

表3-1 事業計画概要

項 目	計 画 の 概 要
都市計画道路名	東京都市計画道路放射第35号線
延長及び区間	延 長：約1.4km 起 点：練馬区早宮二丁目(補助第237号線交差部) 終 点：練馬区北町五丁目(練馬一般区道42-220号線交差部 (一般国道17号新大宮バイパスに接続))
通 過 地 域	練馬区
道 路 規 格	第4種第1級
車 線 数	本線4車線
道 路 幅 員	40m～50m
設 計 速 度	60km/時
主要交差道路 (現道通称名等)	補助第237号線 環状第8号線(環八通り) <立体交差> 補助第235号線



凡 例

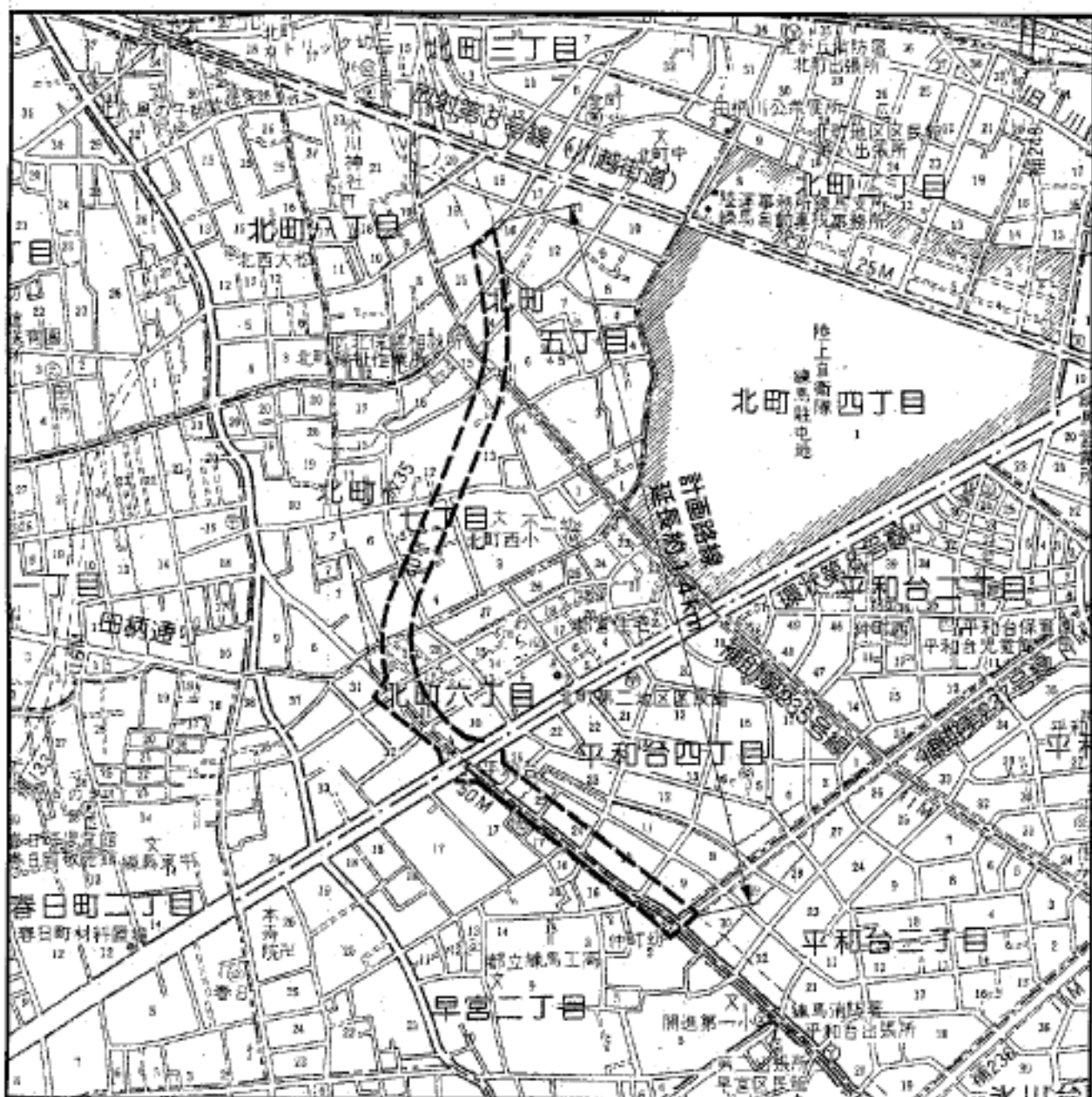
- 計画路線
- 主要幹線道路整備済区間
- 未整備区間
- 区 界



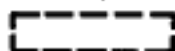
1 : 50,000

0km 1km 2km 3km

図面番号	図4-1
図 名	計画路線位置図



凡例



計画路線



1:10,000



図面番号	図4-2
図名	事業予定位置図

第6章 環境影響評価の項目の選定

1 選定した項目及びその理由

環境影響評価を行う項目の選定は、図 6-1-1 に示す手順に従って、対象事業の事業計画案の内容から環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討することにより、表 6-1-1 に示すとおり選定した。

選定した項目は、大気汚染、騒音、振動、景観、廃棄物の5項目である。その選定理由を表 6-1-2 に示す。

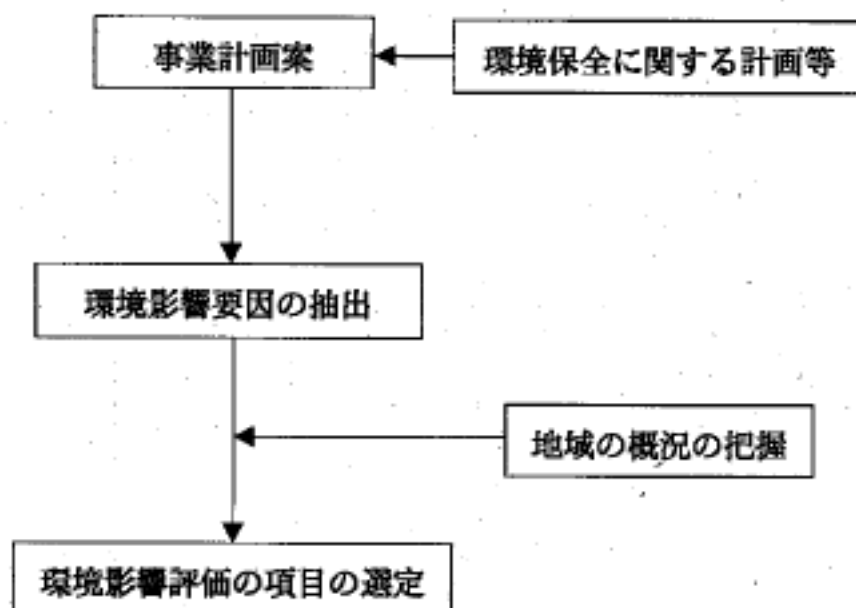


図 6-1-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 6-1-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

区分	環境影響要因	環境影響評価の項目		悪臭	騒音	振動	低周波音	水質汚濁	土壌汚染	地盤沈下	地形・地質	水文環境	植物・動物			日照障害	電波障害	風害	景観	史跡・文化財	触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス
		NO ₂	SPM										陸上植物	陸上動物	水生生物								
工事の 施行中	建設機械の稼働					○	○																
	工事用車両の走行					○	○																
	掘削工事等																					○	
工事の 完了後	施設が存在 (地表及び地下立体)																		○				
	自動車の走行	○	○*			○	○																

表 6-1-2 選定した項目及びその理由

項目	理由
大気汚染	<p>工事の完了後の自動車からの排出ガスによる大気質への影響が考えられる。予測事項としては、自動車からの排出ガスを対象とし、予測物質は、二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)*とする。二酸化いおう及び一酸化炭素については、事業実施区域及びその周辺の状況が大幅に環境基準値を下回っているため、予測の対象としない。</p> <p>なお、工事の施行中については、道路工事の延長等の規模から判断して、事業区域周辺の大気質に著しい変化を及ぼすことはないと考えられるため、予測の対象としない。</p>
騒音	<p>工事中の建設機械の稼働、工事用車両の走行及び工事の完了後の自動車の走行に伴い発生する騒音が、計画路線周辺の環境に影響を及ぼすことが考えられる。</p>
振動	<p>工事中の建設機械の稼働、工事用車両の走行及び工事の完了後の自動車の走行に伴い発生する振動が、計画路線周辺の環境に影響を及ぼすことが考えられる。</p>
景観	<p>事業の実施に伴い、道路構造物の設置等による景観への影響が考えられる。</p>
廃棄物	<p>工事の施行中において、掘削工事等に伴って建設発生土及び建設廃棄物が生じるものと考えられる。</p>

*浮遊粒子状物質(SPM)については、自動車から直接排出される一次生成物質のみを予測し、評価は行わない。

2 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目は、悪臭、低周波音、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、地形・地質、水文環境、植物・動物、日照障害、電波障害、風害、史跡・文化財、触れ合い活動の場、温室効果ガスの14項目である。

選定しなかった理由は表6-2-1(1)～(2)に示すとおりである。

表6-2-1(1) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	理 由
悪 臭	本事業は、一般的な道路工事であり、工事の施行中においては、問題となるような悪臭は生じない。 また、工事の完了後においては、発生源となる施設はない。 なお、本事業に類似する道路工事や施設が原因で悪臭が問題となっている事例はない。
低 周 波 音	本事業は、一般的な道路工事であり、工事の施行中においては、日常生活に支障をきたすような低周波音が生じるおそれはない。 また、工事の完了後においては、発生源となる施設はない。 なお、本事業に類似する道路工事や施設が原因で低周波音が問題となっている事例はない。
水 質 汚 濁	計画路線は田柄川と交差するが、現在は暗渠化された水路であり、交差部は平面構造であることから水質汚濁に係る影響はない。 また、工事の完了後においては、雨水は公共下水道に放流することから、水質への影響はない。
土 壌 汚 染	本事業の工事区間のほとんどが宅地利用となっており、以前は根菜栽培を中心とした畑地利用で、その後宅地化された地歴であるため、汚染された土壌は存在しないものと考えられる。 また、工事の施行中及び完了後において土壌汚染の原因となる要因はなく、土壌汚染を発生させる施設も存在しない。 なお、計画路線の沿道地域において、土壌汚染が問題となっている事例はない。
地 盤 沈 下	計画路線の立体交差部での掘削工事において、地下水の遮断や大量な汲み上げはないため、地盤沈下が生じるおそれはない。 また、工事の完了後においては、地下水に影響を及ぼすような施設はない。
地 形 ・ 地 質	計画路線周辺には、学術上、景観上特に配慮する地形・地質はない。 また、計画路線は、ほぼ平坦な地形に道路を構築するため、工事の施行に伴う大規模な地形の変化はない。
水 文 環 境	計画路線は田柄川と交差するが、現在は暗渠化された水路であることから、河川等の流況は変化しない。また、計画路線の立体交差部での掘削工事においても、地下水の遮断や大量な汲み上げはないため、水文環境への影響はない。 工事の完了後においては、水文環境に影響を及ぼすような施設はない。
植 物 ・ 動 物	「自然環境保全基礎調査（環境庁）」等の既存資料及び現地踏査によると、計画路線周辺の現状は既成の市街地であり、まとまった樹林地、湿地等は存在しない。また、学術上重要とされる植物・動物の生育・生息は確認されていない。 なお、計画路線内に生育する練馬区指定の保存樹木については、適切な措置を講じる。

表 6-2-1(2) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	理 由
日照阻害	本事業では、日照阻害の原因となる構造物は設置しない。
電波障害	本事業では、電波障害の原因となる構造物は設置しない。
風 害	本事業では、風害の原因となる構造物は設置しない。
史跡・文化財	計画路線周辺において、事業の施行により影響を受けると考えられる指定文化財及び周知の埋蔵文化財は存在しない。 なお、工事の施行中に新たな埋蔵文化財が発見された場合には、速やかに関係機関と協議し、文化財保護法に基づく適正な措置を講ずる。
触れ合い活動の場	計画路線周辺には、不特定多数の地域住民等が日常的に自然との触れ合い活動を行う機能を持つ場は存在しない。
温室効果ガス	道路の供用に伴う自動車交通から排出される温室効果ガスについては、環境影響評価での選定項目としない。

第7章 調査等の手法

選定した環境影響評価の項目の予測・評価項目について、以下により調査等を実施する。

本事業については、大気汚染、騒音、振動を対象として、平成10年度（平成10年4月～11年3月）において、現地調査を実施している。（巻末資料参照）

1 調査等の概要

事業の内容から、環境影響評価の項目として選定した大気汚染、騒音、振動、景観、廃棄物の5項目について、調査等の概要を表7-1-1に示す。

表7-1-1 調査等の概要

項目	調査事項	予測手法	評価の考え方
大気汚染	①大気質の状況 ・二酸化いおう ・一酸化炭素 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・光化学オキシダント ②気象の状況 ・風向 ・風速 ③地形・地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤自動車交通量の状況 他	自動車からの排出ガスによる大気質への影響を大気拡散式により予測する。 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質（自動車から直接排出される一次生成物質について）	「二酸化窒素に係る環境基準」に基づき評価する。 浮遊粒子状物質の評価は行わない。
騒音	①騒音の状況 ②土地利用の状況 ③自動車交通量の状況 他	自動車の走行による騒音の影響を日本音響学会の等価騒音レベル(L _{eq})算定式により予測する。	「騒音に係る環境基準」等に基づき、地域の特性等を勘案して評価する。
振動	①振動の状況 ②地盤及び地形の状況 ③土地利用の状況 ④自動車交通量の状況 他	自動車の走行による振動の影響を「道路環境整備マニュアル」の算定式により予測する。	「特定工場等に係る振動の規制基準」等に基づき、地域の特性等を勘案して評価する。
景観	①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③土地利用の状況 ④景観の保全に係る方針 他	道路構造物の設置等による地域景観の特性の変化等を予測する。	東京都及び練馬区が設定している景観に関する目標、方針に基づき、地域の特性等を勘案して評価する。
廃棄物	①建設廃棄物の状況 ②建設発生土の状況 ③廃棄物処理の状況 他	工事施行による建設発生土等の量などについて予測する。	「再生資源の利用の促進に関する法律」等に基づき、建設発生土等の量及び処理方法について評価する。